

No	協議・検討項目 想定される課題	現状	申し合わせ(旧)	申し合わせ(新)・ 見直し事項
1	指摘要望事項の検討			
	(1)指摘要望事項の取り扱いをどうするか。			
	①指摘要望事項数について	①2分科会制では、予算・決算の全体に関する事項で1件提出されるほかは、概ね各常任委員会単位で各委員会1件提出され、分科会の指摘要望事項として合計6件が提出されている。	なし	①現状の指摘要望事項と同様な取扱いとし、予算・決算の全体に係る事項について1件提出し、各常任委員会で1件ずつ提出することとする。 現状と取り扱いが変わらないため申し合わせ事項は作成しない。
	②指摘要望事項のまとめ方について	②各会派の合意を得られる事項を指摘要望とし、反対の発言がなくとも、合意を得られない事項は指摘要望事項としない取扱いとしている。		②分科会における各委員の発言の中から、反対のない事項について、正副主査が取りまとめ、分科会で決定する。
2	財政局、会計室、監査委員事務局の出席について	①予算審査特別委員会では、第1分科会に、財政局長、財政課長が出席し、第2分科会に財政部長、財政部参事(資金課長)が出席している。 ②決算審査特別委員会では、第1分科会には財政局長、財政課長が出席する。 会計室は、室長、または補佐が出席する。 監視委員事務局は、事務局長、行政監査課の課長、補佐、財務監査課の課長、補佐のいずれかが出席する。 第2分科会に、財政部長、財政部参事(資金課長)が出席する。 会計室は、室長、または補佐が出席する。 監視委員事務局は、事務局長、行政監査課の課長、補佐、財務監査課の課長、補佐のいずれかが出席する。	なし	
3	予算・決算審査特別委員会役員打合せ	役員打ち合わせにおいて、答弁保留、資料要求の取り扱いを確認していた。	なし	答弁保留、資料要求の取り扱いについては申し合わせ事項に明記するため、役員打ち合わせによる確認は不要となるため廃止する。

No	協議・検討項目		申し合わせ(旧)		申し合わせ(新)						
1	分科会委員の構成		269 全員構成とし、二つの分科会を設け審査する。		後記276に記載のため削除する。						
2	分科会における質疑の人数		271 分科会における質疑は原則各局毎に1会派2人以内で行う。		5分科会制の導入に伴い、削除する。						
3	分科会に関する規定		276 予算審査特別委員会・決算審査特別委員会		276 予算審査特別委員会・決算審査特別委員会						
			(1)名称及び所管	第1分科会	(1)名称及び所管	総務分科会	総務委員会所管				
				第2分科会			保健消防委員会所管				
			(2)定 数	第1分科会	総務委員会(11人)、環境経済委員会(5人)、教育未来委員会(11人)		(2)定 数	総務分科会	環境経済委員会所管		
									第2分科会	保健消防委員会(11人)、環境経済委員会(5人)、都市建設委員会(11人)	教育未来委員会所管
											都市建設委員会所管
						総務委員会(11人)					
			(3)主査及び副主査	①それぞれの分科会に主査1人、副主査1人を置く ②分科会の主査は、正副委員長が兼務する ③主査に事故があるとき、または欠けたときは副主査が主査の職務を行う	(3)主査及び副主査	①それぞれの分科会に主査1人、副主査1人を置く ②各分科会の正副主査には、該当する常任委員会の正副委員長を充てる ③主査に事故があるとき、または欠けたときは副主査が主査の職務を行う					
							(4)審 査 方 法	2分科会を同時に開催し、局部単位に審査する	(4)審 査 方 法	5分科会を同時に開催し、局部単位に審査する。ただし、財政局審査は、別に審査日を設け、同時開催前に行う	
			(5)委員の差し替え	①同一会派内において1日単位で認める ②差し替えの申し出は、当該分科会の前日までに理事を通じて行う	(5)委員の差し替え	①財政局審査のみ、同一会派内において認める ②差し替えの申し出は、財政局審査日の前日までに理事（非交渉会派は幹事長）を通じて行う					
							—	—	(6)委員外議員の発言	①財政局審査に際し、総務分科会委員が選任されていない会派は1人に限り認める。また、同分科会委員に選任されていない無所属議員について認める。 ②委員外議員の発言時間は、答弁を含め10分以内とする	
			—	—	(7)発 言 方 法	常任委員会における取り扱いに準じ、一括質問・一括答弁方式に加え、一問一答方式を認める					
			(6)委 員 席	会派単位の割り振りとする	(8)委 員 席	会派単位の割り振りとする					
			(7)説明員	①予 算	・ 関係局部課長等 ・ 財政局 ・ 副市長は必要に応じて出席する	(9)説明員	①予 算	・ 関係局部課長等 ・ 副市長・財政局は必要に応じて出席する			
				②決 算	・ 関係局部課長等 ・ 財政局 ・ 会計室 ・ 監査委員事務局 ・ 副市長・代表監査委員は必要に応じて出席する		②決 算	・ 関係局部課長等 ・ 副市長・代表監査委員・財政局・会計室・監査委員事務局は必要に応じて出席する			
			—	—	(10)答弁保留の取り扱い	原則として当日処理とし、資料による対応も可能とする。なお、最終日の場合は、後日文書により回答する。					
			—	—	(11)資料要求の取り扱い	原則として分科会で諮る。					
			(8)分 科 会 報 告	口頭報告は省略し、文書報告とする	(12)分 科 会 報 告	口頭報告は省略し、文書報告とする					
			—	—	(13)指摘要望事項	分科会における各委員の発言の中から、反対のない事項について、正副主査が取りまとめ、分科会で決定する。					
			(9)市政記者の傍聴	日刊紙記者(市政記者会所属記者)については、認めるのを例とする	(14)市政記者の傍聴	日刊紙記者(市政記者会所属記者)については、認めるのを例とする					
			—	—	(15)一般傍聴	常任委員会における取り扱いに準じ、一般傍聴を認める					
4	理事会に関する規定		277 予算審査特別委員会理事会・決算審査特別委員会理事会		277 予算審査特別委員会理事会・決算審査特別委員会理事会						
			(1)構成	議会運営委員会の委員13名を理事に充てる。 (予算・決算正副委員長及び分科会副主査は、諮問者の立場で出席する。 また、非交渉会派は、オブザーバーとして出席する。)	(1)構成	議会運営委員会委員長及び同委員会理事を理事に充てる。 (予算・決算正副委員長及び分科会主査は、諮問者の立場で出席する。)					
			(2)役割	予算・決算審査特別委員会の円滑適正な運営を図るため、次の事項について協議する。 ①運営日程に関すること。 ②委員会の議事の進行に関すること。 ③質疑等の取り扱いに関すること。 ④その他、委員長が必要と認めた事項に関すること。	(2)役割	予算・決算審査特別委員会の円滑適正な運営を図るため、次の事項について協議する。 ①運営日程に関すること。 ②委員会の議事の進行に関すること。 ③質疑等の取り扱いに関すること。 ④その他、委員長が必要と認めた事項に関すること。					